

報道資料

平成23年6月21日

人事院節電実行計画の策定について

人事院は、平成23年5月13日に電力需給緊急対策本部において定められた「政府の節電実行基本方針」に基づき、人事院節電実行計画を別紙のとおり策定しました。

以上

問 合 せ 先	人事院事務総局	会計課長	遠山 義和
		課長補佐（管財班）	川村 啓治
		電話(03)3581-5311	(内線 2171)
			(03)3581-2742 (直通)

人事院節電実行計画

平成23年6月21日
人事院

政府の節電実行基本方針（平成23年5月13日、電力需給緊急対策本部決定）に基づき、人事院が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

人事院は、これまで、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできたところであるが、夏期の電力需給対策として一層の節電対策を実施する。

2. 実施期間

平成23年7月1日～9月30日 平日の9時～20時（ピーク期間・時間帯）

3. 目標

人事院は、東京電力管内及び東北電力管内の需要設備について、原則、ピーク期間・時間帯における使用最大電力（kW）を基準電力値（kW）（※）に比して以下の表のとおり15%以上抑制することとする。ただし、人事院本院（中央合同庁舎第5号館別館）については、18%の抑制を目指すこととする。

さいたま新都心合同庁舎1号館に入居している関東事務局では管理官署である関東財務局と、仙台第2合同庁舎に入居している東北事務局では東北総合通信局とそれぞれ協力して節電対策に取り組む。

また、使用最大電力を抑制するとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※原則、昨年と同時期・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値とする。

施設名	基準電力値	使用電力の目標値	抑制率
人事院本院（中央合同庁舎第5号館別館）	650kW	533kW	▲18%
関東事務局 （さいたま新都心合同庁舎1号館の一部）	25kW [3,000kW]	21kW [2,550kW]	▲15%
公務員研修所	285kW	242kW	▲15%
国家公務員研修センター	95kW	81kW	▲15%
東北事務局 （仙台第2合同庁舎の一部）	24kW [330kW]	20kW [281kW]	▲15%

※「基準電力値」及び「使用電力の目標値」の [] 内の数値は、合同庁舎全体の値である。

4. 節電に係る具体的取組

(1) 人事院本院における取組

人事院の施設のうち最も電力使用の多い本院における夏場の冷房使用時の電力の使用割合は、空調を含む一般動力が5割以上を占め、次いで執務室や廊下等の一般電灯が3割以上を占める構成となっている。

夏場の冷房使用時は、執務室内の著しい環境悪化を回避しつつ、使用最大電力を533kW以下とするため、一般電灯に係る電力使用を可能な限り抑制することとする。

(2) 具体的な節電対策

① 人事院本院

人事院本院においては、以下のような節電対策を実施するが、試行、実施段階でも随時対策の追加や見直しを検討していくこととする。また、公務員研修所や地方事務局等においても同様の取組を可能な範囲で実施する。

区分	対象	対策
一般電灯	執務室・会議室・廊下・1階ホール・2階連絡通路・給湯室(照明)	・蛍光灯の間引き ・必要最低限の範囲で点灯
	エレベーター前(照明)	・LED照明の利用
	リフレッシュコーナー(照明)	・蛍光灯の間引き
	トイレ(照明)	・蛍光灯の間引き ・人感センサーによる消灯、LED照明の利用
	トイレ(便座)	・暖房便座・温水機能の停止
	外灯	・点灯時間タイマー設定時間の短縮、庭園灯の消灯
	パソコン	・長時間使用しない時(昼休みや長時間離席)はシャットダウン又はスタンバイモードの徹底
	コピー機	・コピー量の削減
	プリンター	・稼働台数の削減
	電気ポット・コーヒーマーカー・電子レンジ	・必要最低限の台数に集約し、使用を抑制

	冷蔵庫	・台数の大幅な集約化 ・冷蔵庫の温度設定を弱に設定
	電気給湯器・貯湯槽・ うがい器（冷水器）	・停止
	食堂・売店	・節電の協力要請
	自動販売機	・消灯、ピーク時の冷却運転停止の要請
一般動力	空調（冷房及び喚気）	・冷房中の室温を28度に徹底 ・冷凍機を早朝時から起動し、ピーク時の使用最大電力を抑制 ・冷凍機の稼働台数を削減 ・直射日光が当たる窓はブラインドを使用
非常動力	エレベーター	・4台中2台の運転を停止、近くの階への昇降は階段使用を徹底
	ポンプ	・節水によるポンプ稼働率の削減

② 公務員研修所、国家公務員研修センター

研修施設である公務員研修所や国家公務員研修センターにおいては、上記対策以外に、研修員及び研修講師には節電対策の理解、協力やクールビズ実施をそれぞれ要請するとともに、研修実施に係る以下のような対策を実施する。

○公務員研修所

- ・講義室の蛍光灯を間引きし、必要最低限の範囲で点灯
- ・演習室、O A室の機器に係る節電モード機能活用の徹底
- ・宿泊棟廊下の蛍光灯の間引き

○国家公務員研修センター

- ・研修室やフロアの利用を集約
- ・使用しないフロアの研修室や廊下の照明を消灯
- ・研修担当者には節電対策の理解、協力を要請

5. ワークスタイルの変革につながる取組

行政サービスと業務効率の水準の維持をするとともに、職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務形態の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下の取組を実施する。

- ・早出勤務、遅出勤務の奨励（7月～9月試行）
- ・夏季休暇を契機とした計画的な長期休暇の取得促進（職員各人の計画表の提出等）
- ・超過勤務の一層の縮減（定時退庁の励行）
- ・クールビズ期間（5月1日～10月31日）中の服装については、公務員として節度を

保ちつつ軽装を心がける。

6. 進捗管理の実施

人事院本院において使用電力の抑制を着実にを行うため、総括審議官を節電担当責任者として置くとともに、以下の進捗管理を実施する。

- ・各局の筆頭総括補佐は、節電担当者として節電対策の周知や取組状況の確認・徹底を行う。
- ・会計課長は、需要設備節電担当者として前日の使用最大電力をイントラネットに掲載するなど「見える化」し、職員の節電意識の向上を図る。
- ・節電対策の効果を実証するため、実施期間の前に試行を行う。
- ・実施期間後には、本実行計画に基づく節電対策による結果と目標の達成状況について公表する。

以 上